

## 終 身 賃 借 事 業 改 善 命 令 書

年 月 日

様

堺 市 長

印

年 月 日付け 第 号により届出のあった認可住宅について、適切な管理を行っていないと認められますので、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 69 条の規定により、次のとおりその改善に必要な措置を採ることを命じます。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 当該認可住宅の位置<br>及び住棟住戸番号                 |  |
| 改 善 に 必 要 な<br>措 置 の 内 容              |  |
| 措置を講ずべき期限                             |  |
| 提出すべき改善のため<br>に講じた措置の報告に<br>必 要 な 期 間 |  |

（教示）

- 1 この決定に不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内の間（この決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内の間（当該決定があった日から 1 年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。